厚生労働省 保険局長 濵谷 浩樹 殿

新型コロナウイルス感染拡大に際しての ICT を活用した精神科訪問看護の時限的算定に関する要望書

新型コロナウイルスの感染は短期間に拡大し、世界の感染者数は 200 万人に近づいています。日本においても 4 月 7 日に緊急事態宣言が発令されましたが、その後も感染は拡大して深刻な状況が続いています。

今、全ての国民は新型コロナウイルス感染の不安を抱えており、社会全体が落ち着かない日々が続いています。このような社会の不安は、精神障がい者の病状に影響を及ぼし始めています。そこで、新型コロナウイルスの感染を防止しながら、全国の精神障がい者の病状悪化を防ぐために精神科訪問看護を実施できるよう、下記のことを要望いたします。

記

新型コロナウイルス感染拡大の不安等で利用者本人の要望により訪問看護サービスの利用を控える精神障がい者で、孤立や病状悪化が懸念されるケース等について、対面による訪問看護ではなく、ICT(スマートフォン等)を活用して行っている看護サービスに対して時限的に一定の報酬評価を受けられるようにしていただきたい。

## 【ICTによる訪問看護が必要なケース】

新型コロナウイルスの感染拡大の報道を見て訪問看護に対する不安が高まり、訪問看護を中止したいと希望された統合失調症の利用者(30代・女性)が、休校中で自宅にいる子供の世話等で疲労やイライラが募り、興奮した状態で訪問看護ステーションに電話をかけてくるようになった。病状悪化の兆しが見られ、子供への虐待の恐れも出てきたが、感染が怖いからと訪問を拒否している。そこで、訪問看護師が1日複数回(1回30分程度)電話して話を聴き、病状の観察と併せて利用者の不安やストレスを解消するように対応している。

このようなケースは、対面での訪問看護が実施できないため料金を請求することができない。しかし、<u>病状悪化により自傷他害にまで及ぶ事態になる危険性もあり、それを防ぐためのかかわりが必要であるため、頻回かつ長時間の及ぶ電話で対応せざるを得ない状況</u>で、訪問看護ステーションの経営を厳しい状況に追い込んでいる。